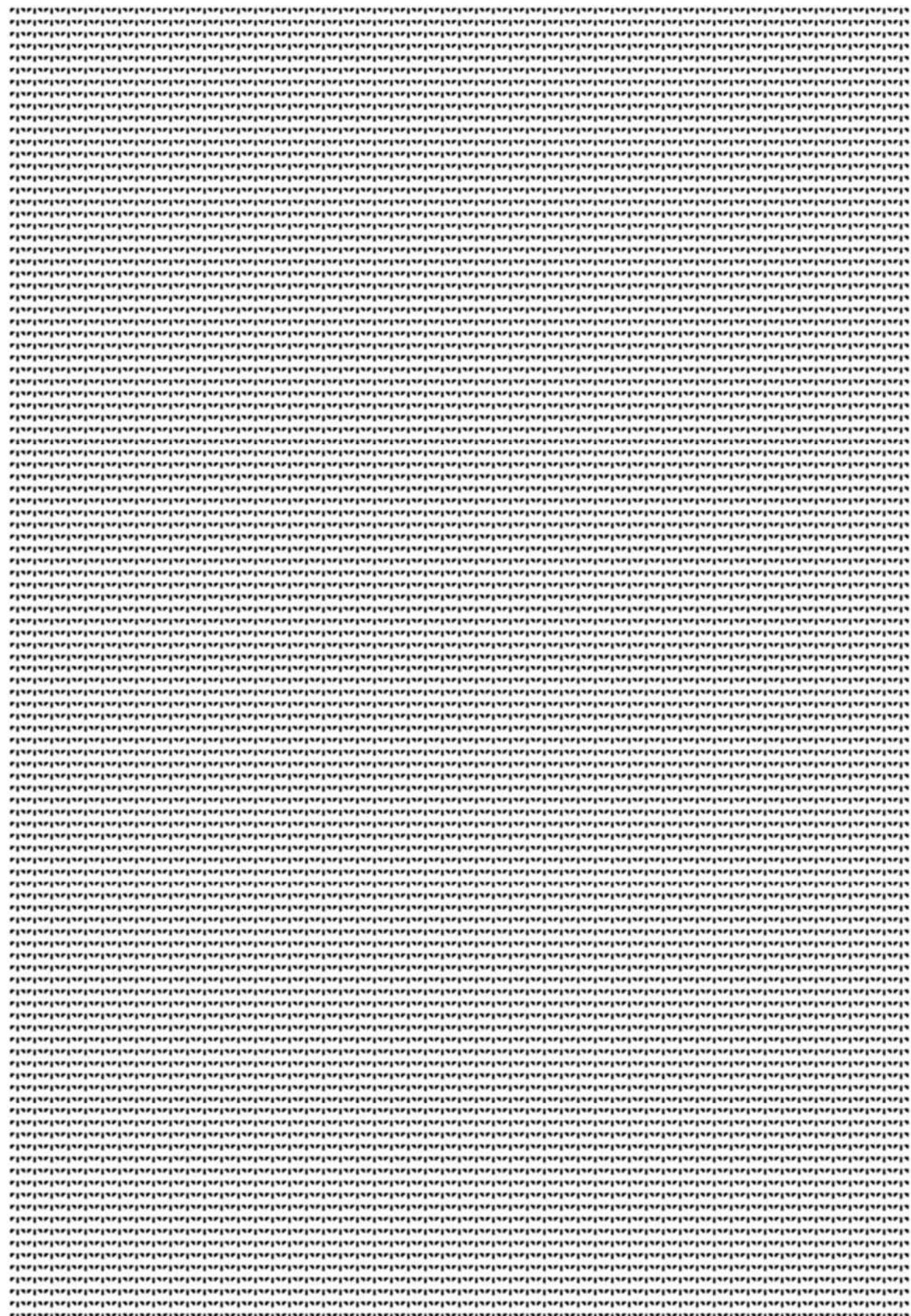


令和5年度 神戸市立特別支援学校 リハビリテーション専門員（実習助手）採用選考 専門試験問題

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
2. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。
消去は、プラスチックの消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入　　名前を記入すること。
5. 教科名の記入　　教科名に「リハビリテーション専門員」と記入すること。
6. 受験番号の記入　受験番号欄に自身の受験番号の先頭に0を一つ加えた5桁の数字を記入した後、その数字をマークすること。
7. 解答の記入　ア. 問題は全15問で、14ページまである。解答番号は1から15までの通し番号になっており、例えば10番を 10 のように表示してある。
イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りであるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
ウ. どの小問にも、選択肢には①、②、③…の番号がついている。
エ. 各問い合わせに対して一つずつマークすること。

＜解答用マークシート＞			
フリガナ	ヨクヘ	タコク	
名前	神戸 太郎		
教科名	リハビリテーション 専門員		
受験番号			
0 0 0 1 1			
■ ■ ■ ■ ■			
0 0 0 1 ■			
0 0 0 0 0			
0 0 0 0 0			
0 0 0 0 0			
小問番号	解答記入欄 1 - 25		小問番号
1	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
2	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
3	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
4	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
5	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
6	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25
7	0 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25



【1】 次の文は、「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示 文部科学省)における自立活動の指導について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

学校における自立活動の指導は、障害による①学習上又は生活上の困難を改善・克服し、
②自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、③学校の教科学習を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、
外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒
の障害の状態や特性及び④心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に
行うよう配慮すること。

【2】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における個別の指導計画の作成について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

特別支援学校の児童生徒の実態は多様化しており、個々の児童生徒に応じた適切な指導が求められていることから、平成11年の改訂において、自立活動や重複障害者の指導に際して、個別の指導計画を作成することとした。さらに、前回の改訂で、障害の状態が重度・重複化、（1）している児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することとした。このことは、今回の改訂においても同様である。

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。個別の指導計画は、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び（2）を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

また、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた教育課程を編成することができるよう、第8節には重複障害者等に関する教育課程の取扱いの各種規定が設けられていることや、教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きに違いがあることなどを踏まえると、（3）の共通理解を図り指導の系統性を担保するためには、各学校において個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理する必要がある。

- ① （1）潜在化 （2）指導方法 （3）教師間
- ② （1）多様化 （2）配慮事項 （3）発達段階
- ③ （1）多様化 （2）指導方法 （3）教師間
- ④ （1）潜在化 （2）配慮事項 （3）発達段階

【3】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における生徒指導の充実について述べたものである。（　）に入る適切な組合せを（1）～（4）から選び、番号で答えよ。

生徒指導は、（①）ために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、（②）ように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなるようにすることを目指すものであり、単なる児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら（③）ための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

A：学校の教育目標を達成する

B：現在及び将来における自己実現を図っていく

C：社会的資質や行動力を高める

- (1) ①-C ②-A ③-B
- (2) ①-C ②-B ③-A
- (3) ①-A ②-C ③-B
- (4) ①-B ②-A ③-C

【4】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動の時間に充てる授業時数について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、記号で答えよ。

自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、①個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、②総授業時数の半分を上限として指導を行うことができるようしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、③自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

4

【5】 以下に「障害のある子供の教育に関する制度の改正」についての項目がある。これらを年度の古いものから順に正しく並んでいるものを①～④から選び、番号で答えよ。

- (1) 障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令改正の施行
- (2) 「障害者の権利に関する条約」における日本の批准
- (3) 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の開始
- (4) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

- ① (2) (1) (4) (3)
- ② (1) (2) (4) (3)
- ③ (2) (4) (3) (1)
- ④ (1) (4) (3) (2)

5

【6】 次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年6月 文部科学省)における医療的ケアについて述べたものである。()内に含まれていない医行為を①～⑥から、ひとつ選べ。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、()などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

- ①喀痰吸引
- ②経管栄養
- ③気管切開部の衛生管理
- ④気管カニューレ挿入
- ⑤導尿
- ⑥インスリン注射

【7】 次の文は、教育公務員が理解していなければいけない法律である地方公務員法の条文である。文中の（1）～（3）にあてはまる数字の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の（ 1 ）となるような行為をしてはならない。

((2) を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た（ 2 ）を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその（ 3 ）のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- ① (1) 不利益 (2) 情報 (3) 職責遂行
- ② (1) 不利益 (2) 秘密 (3) 職務達成
- ③ (1) 不名誉 (2) 情報 (3) 職務達成
- ④ (1) 不名誉 (2) 秘密 (3) 職責遂行

【8】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮について述べたものである。文中の(1)～(5)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

我が子に障害があると判断され、そのことが初めて伝えられたとき、多くの保護者が動搖を見せる。また、医学・生理学的検査で短期的に診断が確定する障害と、継続的な心理学的検査で一定の期間をおいて診断（判断）される障害と、ある程度成長した後に顕在化する障害とでは、保護者の（1）へのプロセスが異なることが予想される。

保護者によっては、障害の（2）にかなりの時間を要する場合もあり、いずれにせよ、保護者一人一人の心理状態をよく理解した上で、長期的できめ細やかな対応が望まれる。

したがって、教育相談担当者は、このような保護者的心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、（3）に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である。

保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子供の障害を理解していくには、相談者が果たす援助者としての役割は非常に重要である。また、保護者が、「これまでの養育が悪かったと、自分が責められるのではないか」等の不安を感じつつ、相談に臨んでくるような場合もある。

よって、教育相談においては、障害の（4）を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要である。そのためには、子供の障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子供ができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。

- ① (1) 障害の理解 (2) 理解や受容 (3) 共感的理解 (4) 有無や原因
- ② (1) 共感的理解 (2) 実態把握 (3) アセスメント (4) 理解や受容
- ③ (1) 障害の理解 (2) 実態把握 (3) 共感的理解 (4) 有無や原因
- ④ (1) 共感的理解 (2) 理解や受容 (3) アセスメント (4) 理解や受容

【9】 次の文は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月最終改定 文部科学省)におけるいじめの防止について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③から選び、番号で答えよ。

いじめは、どの子供にも、①どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となつた継続的な取組が必要である。

このため、②学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、③いじめの背景にある社会的な問題に着目し、その理解に努め、理論的に対応できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

【10】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における個別の教育支援計画等の活用について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③から選び、記号で答えよ。

障害のある幼児児童生徒の場合、就学先や進学先において、対人関係や環境の変化など、新たな学習上又は生活上の困難が生じたり、困難さの状況が変化したりする場合がある。そのため、個別の教育支援計画等により、①本人、保護者を含め、専門の医師及びその他の専門家等との連携協力を図り、当該幼児児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要である。一方、卒業後、進学先や就労先等において、例えば、生徒の感覚や認知の特性への対応など、②自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが必要である。

各学校には、③関係機関との連携を図るための個別の教育支援計画と、教育課程に基づく教育計画である年間授業計画との関係を整理することが求められる。自立活動の指導目標（ねらい）として、卒業後に必要とされる力をそのまま当てはめている例は、両者の関係が適切に整理できていない顕著な例である。

なお、進路先との連携に当たって、個人情報保護に十分留意しながら、連携の意図や引き継ぐ内容等について保護者の理解を得ることが大切である。

【11】 次の文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」（令和3年9月17日 文部科学省）における基本理念（第3条関係）について述べたものである。（　　）のなかに含まれていないものを①～⑥からひとつ選び、番号で答えよ。

障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、（　　）から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。

- ① 学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点
- ② 学校看護師の配置状況
- ③ 障害の状態等
- ⑤ 本人の教育的ニーズ
- ⑥ 教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見

【12】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における自閉症のある子供に対する特別な指導内容について述べたものである。文中の(1)～(4)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④からひとつ選び、番号で答えよ。

自閉症のある子供は、(1)が意味する内容を理解することが困難な場合に、指示の内容を具体的に理解することが難しいことがある。そこで、指示の内容や作業手順、時間の経過等を視覚的に把握できるように教材・教具等の工夫を行うとともに、手順表などを活用しながら、(2)、量の概念等を形成できるようにすることが大切である。また、(3)のある事柄に注意が集中する傾向があるため、結果的に(4)が把握できないことがある。そこで、一部分だけでなく、全体を把握することが可能となるように、順序に従って全体を把握するようにすることが大切である。

- | | | | |
|--------------|-----------|------------|-------------|
| ① (1) 動作や行動 | (2) 順序や時間 | (3) 抽象的な表現 | (4) 活動等の全体像 |
| ② (1) 抽象的な表現 | (2) 順序や時間 | (3) 興味や関心 | (4) 活動等の全体像 |
| ③ (1) 抽象的な表現 | (2) 興味や関心 | (3) 抽象的な表現 | (4) 順序や時間 |
| ④ (1) 順序や時間 | (2) 興味や関心 | (3) 興味や関心 | (4) 動作や行動 |

【13】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における環境の把握（保有する感覚の活用に関するここと）について述べたものである。

次の（A）～（C）にあてはまる適切な組合せを①～④からひとつ選び、番号で答えよ。

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、運動・動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展などに制限や偏りがあり、自分自身の体位や動きを把握し、調整することに困難さが見られる。そこで、自分自身の体位や動きについて、（A）が大切である。

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る固有覚や前庭覚を活用できるようにすることも考慮する必要がある。その際、（B）が重要である。例えば、玩具を手に持って目の前で振っている状態は、玩具の色や形を視覚で、かたさやなめらかさを触覚で感じているほか、よく見ようとして姿勢を変化させ、玩具を握ったり振ったりするために、筋や関節を絶えず調整しているととらえることができる。つまり、様々な感覚を関連させながら運動・動作を行っているのである。したがって、（C）が大切である。

- (1) 視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして、自分の身体を正しく調整することができる力を身に付けること
- (2) 個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫すること
- (3) それらを個々の感覚ごとにとらえるだけでなく、相互に関連付けてとらえること

- ① (A) は (1) (B) は (3) (C) は (2)
- ② (A) は (2) (B) は (1) (C) は (3)
- ③ (A) は (3) (B) は (2) (C) は (1)
- ④ (A) は (2) (B) は (3) (C) は (1)

【14】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における就学に関する新しい支援の方向性（教育的ニーズを整理するために）について述べたものである。（　　）に入る「三つの観点」に含まれていないものを①～④から選び、番号で答えよ。

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。こうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（　　）を踏まえることが大切である。

- ① 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容
- ② 障害の状態等
- ③ 特別な指導内容
- ④ 基礎的環境整備の充実

【15】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における評価について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③から選び、記号で答えよ。

指導と評価は一体であると言われるよう、評価は児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。したがって、①教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、児童生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付けることが求められる。指導目標（ねらい）を達成するための学習は、一定期間にわたって行われるが、その間においても、児童生徒が目標達成に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、児童生徒の学習状況を評価し、指導の改善に日ごろから取り組むことが重要である。②こうした学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、多様なアセスメントを準備し、個に応じて実施するなどの工夫が必要である。また、保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めることが大切である。

評価は、児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習への意欲や発達を促す意義がある。③自立活動の指導においては、児童生徒が、自分の障害と向き合うことが多くなる。障害のある自分を知り、受け止め、それによる困難を改善しようとする意欲をもつことが期待される。したがって、自立活動の時間においても、学習前、学習中あるいは学習後に、児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。